

能登國正院郷内伏見・小泊・毛壽・蟬浦等長近江入道事、任母跡去月廿三日御下文、可被沙汰付五井左近將監頼持之狀、依仰執達如件。

應安五年七月十八日

沙彌(仁木義尹) 在判

吉見右馬頭入道殿

【吉見文書】

五七二

正院郷内伏見・小泊・毛壽・蟬浦等長近江入道事、任去月廿三日御下文、并今月十八日御施行等之旨、可被沙汰付五井左近將監頼持之狀如件。

應安五年七月廿三日

沙彌(吉見氏頼) 在判

飯河三郎左衛門尉殿

(第二通施行狀の宛所は吉見右馬頭入道たるが故に、第三通遵行狀の沙彌も亦同人なるを普通とするも、前掲の沙彌は明らかに氏頼の花押を署せり。然れば本年三月十二日の條と共に、右馬頭入道が何等かの理由に依り一時表面上氏頼に代り守護の職に當

れること、尙明德二年五月九日の條の斯波義重と同

一にあらざるべきか。氏頼は貞和頃の掃部頭、觀應・文和頃の三河守、延文・康安以後の沙彌道源とし、右馬頭は延文五年二月廿二日の右馬助、貞治五年十二月十五日・應安二年五月一日の右馬頭、應安四年四月廿五日・應安五年七月十八日の吉見右馬頭入道にして、固より別人なるべく、花押も亦氏頼が終始同一なるに拘らず、應安二年五月一日附永光寺文書右馬頭のものとはそれと異なり。唯怪しむべきは、花營三代記永和元年八月廿五日將軍家御會始作者の内に沙彌道源として吉見右馬頭入道の肩書を加へたることなるが、こは後人の記入なるべしと思はる。)

文中二年 癸丑

應安六年 京都

紀元二〇三三

三月十五日。尼妙貞、鹿島郡永光寺に、羽咋郡湊保北方の内の田地を寄進す。

【永光寺文書】 鹿島郡

五七三

奉寄進

松崎(可九)上御粥料田之坪付事

合貳百貳拾疋者

一所 念佛田百疋西河鱈(端ニ在之)

一所 小山田之田百廿疋路之上へ下ニ在之。

右坪付狀如件。

應安六年三月十五日

比丘尼 妙貞 在判

閏十月十日。後圓融院、若狹東口御服所關をして、山城臨川寺領加賀郡大野莊等の年貢を勘過せしめ給ふ。

【天龍寺文書】 山城

五七四

當寺領加賀國大野庄、若狹國耳西郷半分土貢米事、止其煩可勘過之旨、被仰若狹國東口御服所關候、可令存知給之由、(後圓融院)新院御氣色所候也。仍執達如件。

後十月十日

權中納言忠光

臨川寺長老上人御房

(この院宣を明德三年とするものは誤なり。)

【臨川寺文書】 山城

五七五

臨川寺領加賀國大野庄、若狹國耳西郷半分年貢事、止東口關所之煩可勘過之由、院宣之趣令披露了。可被全寺用之狀、依仰執達如件。

應安六年閏十月十一日

武藏(細川頼之)守 在判

當寺長老

十一月廿八日。上道氏平、石川郡白山宮に、久武保の内の田地を賣渡す。

【白山比咩神社文書】 石川郡

五七六

契約 加賀國久武保之内本錢返田地事

合肆段者 於年貢者一段別仁貳石宛

右件田地者、依有要用、相副調度證文四通、代錢貳拾肆貫文仁賣渡申處實也。若於拾伍箇年之内、違亂煩出來候

者、重而相續分中倉屋敷お、衆中可有御知行候。仍契約之狀如件。